

我が国における資源管理の現状と課題

平成20年4月24日
水産庁

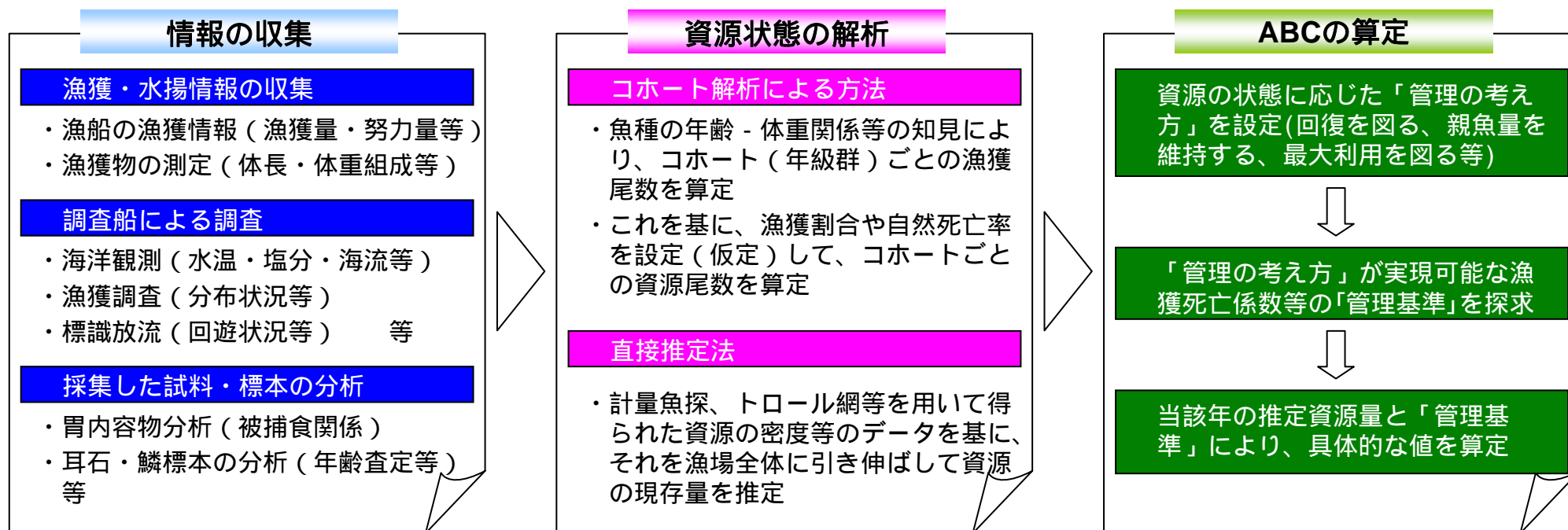
目 次

我が国排他的経済水域等における水産資源の現状	1
資源評価（A B Cの算定等）の考え方	2
資源評価結果の概略	3
我が国排他的経済水域等における資源管理の概要	4
これまでの資源管理の展開（昭和20年以降）	5
（参考）我が国の漁業生産量等の推移	6
資源管理手法の概要	7
（参考）資源評価対象魚種ごとの資源管理の取組状況	8
沿岸域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要	10
沖合域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要	14
T A Cによる資源管理（アウトプットコントロール）の概要	17
（参考）個別割当方式（資源回復計画に基づく漁獲量上限制）の概要	19
資源回復計画の概要	20
実施中の魚種別資源回復計画（平成20年4月24日現在）	21
実施中の包括的資源回復計画（平成20年4月24日現在）	22
アウトプットコントロールに関する現状と課題	23
これまでのT A C制度の変遷	24
T A Cによる資源管理の現状	25
アウトプットコントロールに関する検討課題	28
（参考1）水産基本計画（平成19年3月）の概要	29
（参考2）規制改革推進のための3か年計画（改定）（平成20年3月）の概要	30

我が国排他的経済水域等における 水産資源の現状

資源評価（ABCの算定等）の考え方

資源評価については、多岐にわたる情報の収集、資源状態の解析（を基にした各資源の過去や現在の資源量の推定と、その他の情報と併せた動向・水準の判断）、各資源の動向・水準・資源量等に
応じた生物学的許容漁獲量(ABC(Allowable Biological Catch))の算定、によって行われている。



資源評価（ABC算定等）の課題

ABCの算定には将来の資源量の推定が必要となることから、どのようにして資源量(特に将来予測)の推定精度の向上を図っていくのか

「管理の考え方」の設定次第でABCの値も変わることから、「管理の考え方」の選定をどのようにして行うのか

資源評価結果の概略

TAC・TAE制度や資源回復計画対象等の52魚種90系群(H19年度)について資源評価を実施している。
 中位・高位水準にある資源も少なくないが、半数近くの43系群が低位水準にある。
 資源により評価に利用できる情報の質・量は様々であり、十分な情報が得られていない資源もある。

平成19年度資源評価結果

魚種	系群	水準	H15比	動向	魚種	系群	水準	H15比	動向	魚種	系群	水準	H15比	動向
マイワシ	太平洋系群	低位 (-)		横ばい	マダラ	北海道	中位 (○)		横ばい	ヒラメ	北海道系群	中位 (○)		減少
	対馬暖流系群	低位 (-)		横ばい		太平洋北部系群	高位 (△)		増加		太平洋北部系群	中位 (○)		増加
マアジ	太平洋系群	中位 (○)		減少	日本海系群	高位 (△)		増加	太平洋中部系群		中位 (○)		横ばい	
	対馬暖流系群	中位 (○)		減少	キアソコウ	太平洋北部	高位 (△)		横ばい		太平洋南部系群	中位 (○)		増加
マサバ	太平洋系群	低位 (-)		増加	オホーツク海系群	低位 (-)		横ばい	瀬戸内海系群		高位 (△)		減少	
	対馬暖流系群	低位 (-)		横ばい	道東・道南	低位 (-)		増加	日本海北・中部系群		中位 (○)		増加	
ゴマサバ	太平洋系群	高位 (△)		減少	太平洋北部	低位 (-)		増加	日本海西部・東シナ海系群	中位 (○)		増加		
	東シナ海系群	高位 (△)		増加	ホッケ	根室海峡・道東・日高・胆振	中位 (○)		横ばい	サメガレイ	太平洋北部	低位 (-)		増加
サンマ	太平洋北西部系群	高位 (△)		横ばい	道北系群	中位 (○)		横ばい	ムシガレイ	日本海系群	低位 (-)		横ばい	
スケトウダラ	日本海北部系群	低位 (-)		減少	道南系群	低位 (-)		減少	ソウハチ	日本海系群	低位 (-)		増加	
	根室海峡	低位 (-)		減少	アマダイ類	東シナ海	低位 (-)		横ばい	アカガレイ	北海道北部系群	中位 (○)		減少
	オホーツク海南部	低位 (-)		減少	ブリ		中位 (○)		横ばい	ヤナギムシガレイ	日本海系群	中位 (○)		増加
	太平洋系群	低位 (-)		減少	ムロアジ類	東シナ海	低位 (-)		横ばい	マカガレイ	太平洋北部	中位 (○)		増加
ズワイガニ	オホーツク海系群	低位 (-)		増加	マチ類	奄美・沖縄・先島 アオダイ	低位 (-)		横ばい	マガレイ	北海道北部系群	中位 (○)		減少
	太平洋北部系群	中位 (○)		増加		奄美・沖縄・先島 ヒメダイ	低位 (-)		横ばい	ウマヅラハギ	日本海系群	低位 (-)		増加
	日本海系群 A海域	中位 (○)		増加		奄美・沖縄・先島 オオヒメ	低位 (-)		横ばい	トラフグ	日本海・東シナ海系群	低位 (-)		横ばい
	日本海系群 B海域			横ばい		奄美・沖縄・先島 ハマダイ	低位 (-)		横ばい	東シナ海底魚類	日本海・東シナ海系群	低位 (-)		横ばい
	北海道西部系群	中位 (○)		横ばい	太平洋中部系群	高位 (△)		減少	伊勢・三河湾系群		中位 (○)		増加	
スルメイカ	冬季発生系群	中位 (○)		横ばい	太平洋南部系群	中位 (○)		減少	東シナ海 キグチ		東シナ海	低位 (-)		不明?
マアナゴ	秋季発生系群	中位 (○)		減少	瀬戸内海東部系群	高位 (△)		増加	東シナ海 シログチ		東シナ海	低位 (-)		横ばい
ウルメイワシ	伊勢・三河湾	低位 (-)		横ばい	瀬戸内海中・西部系群	低位 (-)		減少	東シナ海 ハモ		東シナ海	低位 (-)		減少
ニシン	太平洋系群	高位 (△)		増加	日本海西部・東シナ海系群	中位 (○)		増加	東シナ海 マナガツオ類	東シナ海	低位 (-)		横ばい	
	対馬暖流系群	低位 (-)		増加	日本海北・中部系群	高位 (△)		横ばい	東シナ海 エソ類	東シナ海	低位 (-)		横ばい	
カタクチイワシ	北海道・サハリン系群	低位 (-)		不明?	キダイ	日本海・東シナ海系群	中位 (○)		横ばい	東シナ海 カレイ類	東シナ海	低位 (-)		横ばい
	太平洋系群	高位 (△)		減少	ハタハタ	日本海西部系群	高位 (△)		横ばい	ホッコクアカエビ	日本海系群	高位 (△)		増加
ニギス	瀬戸内海系群	中位 (○)		横ばい	イカナゴ類	日本海北部系群	中位 (○)		横ばい	シャコ	伊勢・三河湾系群	低位 (-)		横ばい
	対馬暖流系群	中位 (○)		横ばい	イカナゴ	宗谷海峡	中位 (○)		横ばい	ベニズワイガニ	日本海系群	低位 (-)		横ばい
イトヒキダラ	日本海系群	中位 (○)		横ばい	タチウオ	伊勢・三河湾系群	中位 (○)		横ばい	ケンサキイカ	日本海・東シナ海系群	低位 (-)		横ばい
	太平洋系群	低位 (-)		横ばい	サワラ	日本海・東シナ海系群	低位 (-)		横ばい	ヤリイカ	太平洋系群	低位 (-)		横ばい
	太平洋系群	高位 (△)		増加		東シナ海系群	中位 (○)		横ばい		対馬暖流系群	低位 (-)		減少
						瀬戸内海系群	低位 (-)		横ばい					

注:ズワイガニ日本海系群A海域とB海域はまとめて1系群として扱う。

水準:過去20年以上にわたる資源量等の推移から「高位・中位・低位」の3段階に区分

H15比:平成15年度評価時点での「水準」との比較。(上昇)・(横ばい)・(低下)に区分(セルの色はH15時点での水準)

動向:資源量等の過去5年間の推移から「増加・横ばい・減少」に区分

我が国排他的経済水域等における 資源管理の概要

これまでの資源管理の展開（昭和20年以降）

我が国においては、水産業を取り巻く情勢の変化等に対応しつつ、漁業法等の公的規制だけでなく、漁業者の自主的な取決めに基づく取組など、様々な形で資源管理が展開されてきている。

水産業を取り巻く情勢等	主な公的規制等	主な漁業者の自主的取組等
		(江戸期～) 漁村での漁場利用秩序形成
<p>(昭和20～27年) 占領下の時代</p> <p>(昭和20～27年) マッカーサーライン</p>	<p>(昭和24年) 漁業法制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権制度 ・ 漁業許可制度（指定遠洋漁業）等 <p>(昭和25年) 水産資源枯渇防止法制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減船200隻、操業区縮小108隻 <p>(昭和26年) 水産資源保護法制定</p>	
<p>(昭和28～35年) 再建と発展</p>		
<p>(昭和36～51年) 漁業躍進と国際化</p> <p>(昭和40年) 日韓漁業協定締結</p> <p>(昭和50年) 日中漁業協定締結</p>	<p>(昭和37年) 漁業法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定漁業制度 等 	
<p>(昭和52～平成7年) 200海里的時代</p> <p>(昭和52年) 米ソ200海里漁業水域設定</p> <p>(昭和52年) 日本200海里漁業水域設定</p>		<p>(昭和59年～) 資源管理型漁業の普及推進</p> <p>(平成2年) 海洋水産資源開発促進法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理協定 等
<p>(平成8年～) 新海洋秩序の時代</p> <p>(平成8年) 国連海洋法条約批准</p> <p>(平成11年) 新日韓漁業協定締結</p> <p>(平成12年) 新日中漁業協定締結</p> <p>(平成13年) 水産基本法制定</p>	<p>(平成8年) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲可能量（TAC） <p>(平成13年) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲努力可能量（TAE）等 	<p>(平成13年～) 資源回復計画の推進</p>

(参考) 我が国の漁業生産量等の推移

我が国においては、漁業生産量、漁業就業者数、漁船隻数ともに減少傾向にある。

このうち、漁業生産量に関しては、沖合漁業についてはマイワシ等の多獲性魚の資源変動等により、遠洋漁業については200海里体制への移行・定着に伴う漁場の縮小等により、それぞれ減少している。

漁業部門別生産量等の推移

(単位:万トン、%)

	昭和35年	生産量ピーク時(A)	平成17年	平成18年(B)	B / A
合計	619	1,282(59年)	577	574	45
沿岸漁業	189	227(60年)	147	145	64
海面養殖業	28	134(6年)	121	118	88
沖合漁業	251	696(59年)	244	245	35
遠洋漁業	141	339(48年)	55	50	15
内水面漁業・養殖業	9	23(54年)	10	8	35

資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」(18年は概数値)

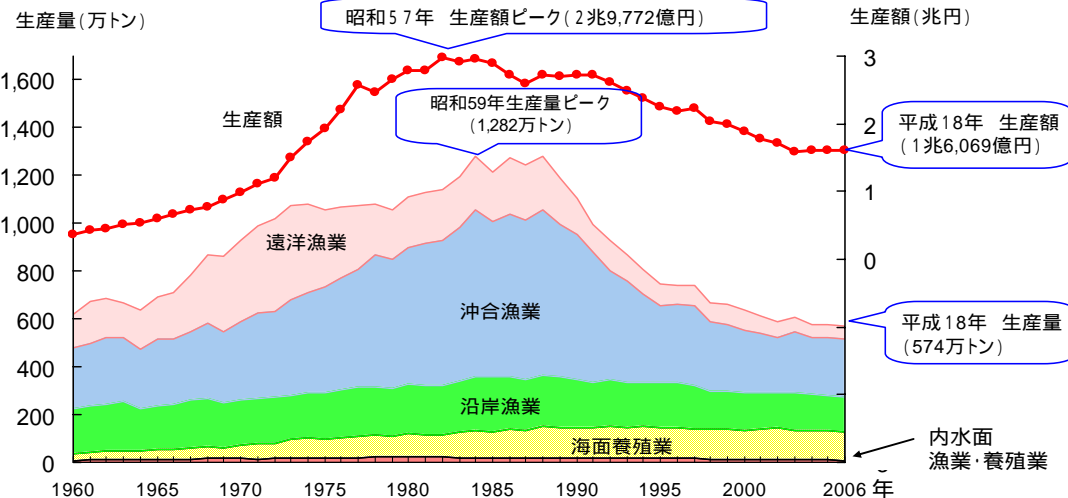
注:表示単位未満の端数は、四捨五入したため計と内訳は必ずしも一致しない。

漁業就業者数の推移

(単位:千人、%)

昭和36年	就業者数ピーク時(A)	平成17年	平成18年(B)	B / A
699	790(28年)	222	212	27

資料:農林水産省「漁業センサス」、「漁業就業動向調査」、「水産業累年統計」



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」から作成

漁船隻数の推移

(単位:千隻、%)

昭和38年	漁船隻数ピーク時(A)	平成15年	平成16年(B)	B / A
318	346(43年)	214	224	65

資料:農林水産省「漁業センサス」

資源管理手法の概要

資源状況は様々な要素で変動するものであるとともに、資源は様々な漁業により利用されるため、資源管理では、魚種や漁業種類の特性等に応じ、以下のような手法を組み合わせることで措置することが重要である。

- ・ 隻数、トン数等のインプットコントロール(投入量規制)、漁期、漁場等のテクニカルコントロール(技術的規制)、漁獲量の割当によるアウトプットコントロール(産出量規制)といった公的規制を組み合わせることで措置
- ・ 関係者の話し合いの積み上げによる資源回復計画に基づき、小型魚保護や産卵期又は産卵場の禁漁といった

対象資源の生物的特性に着目した定性的な手法も組み合わせることで取組を総合的に推進

漁業者の合意に基づく取組

資源回復計画

漁獲努力量削減、資源培養、漁場環境保全等の取組を総合的に推進

対象資源の生物的特性に着目した定性的な手法も組み合わせることで実施

資源管理型漁業

漁業者の自主的な取決めに基づいて行われる資源管理の取組



公的規制の下、漁業者の合意に基づく取組を推進

公的規制については、資源回復計画に基づく取組の公的担保措置としても実施

公的規制

インプットコントロール

隻数
トン数
隻日数(漁獲努力可能量(TAE))
漁具・漁法

(法制度)

漁業法及び水産資源保護法(漁業許可、漁業権、漁業調整委員会指示等)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(漁獲努力可能量)

テクニカルコントロール

漁期
漁場
網目

(法制度)

漁業法及び水産資源保護法(漁業許可、漁業調整委員会指示等)

アウトプットコントロール

漁獲可能量(TAC)
個別割当方式(IQ)

(法制度)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(漁獲可能量)
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(個別割当方式)

(参考) 資源評価対象魚種ごとの資源管理の取組状況(1)

資源評価対象魚種	系群	産出量規制(TAC)	資源回復計画	回復計画に基づく主な取組内容
マイワシ	太平洋系群			
	対馬暖流系群			
マアジ	太平洋系群			
	対馬暖流系群			
マサバ	太平洋系群			減船、休漁
	対馬暖流系群			
ゴマサバ	太平洋系群			
	東シナ海系群			
サンマ	太平洋北西部系群			
スケトウダラ	日本海北部系群			操業隻日数の削減、期間禁漁等
	根室海峡			
	オホーツク海南部			
	太平洋系群			
ズワイガニ	オホーツク海系群			保護区・礁設置、漁具改良、減船等
	太平洋北部系群			
	日本海系群			
	北海道西部系群			
スルメイカ	冬季発生系群			
	秋季発生系群			
マアナゴ	伊勢・三河湾			体長制限等
ウルメイワシ	太平洋系群			
	対馬暖流系群			
ニシン	北海道・サハリン系群			

資源評価対象魚種	系群	産出量規制(TAC)	資源回復計画	回復計画に基づく主な取組内容
マダラ	北海道			親魚、小型魚の再放流、統数削減等
	太平洋北部系群			
	日本海系群			
キアッコウ	太平洋北部			保護区の設置、減船、漁具改良
キチジ	オホーツク海系群			
	道東・道南			
	太平洋北部			
ホッケ	根室海峡・道東・日高・胆振			
	道北系群			
	道南系群			
アマダイ類	東シナ海			減船、休漁、漁具改良
ブリ				
ムロアジ類	東シナ海			
アオダイ(マチ類)	奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島			保護区の設定
ヒメダイ(マチ類)	奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島			
オオヒメ(マチ類)	奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島			
ハマダイ(マチ類)	奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島			
マダイ	太平洋中部系群			休漁、種苗放流等
	太平洋南部系群			
	瀬戸内海東部系群			
	瀬戸内海中・西部系群			
	日本海西部・東シナ海系群			
	日本海北・中部系群			

(参考) 資源評価対象魚種ごとの資源管理の取組状況(2)

資源評価対象魚種	系群	産出量規制(TAC)	資源回復計画	回復計画に基づく主な取組内容
カタクチイワシ	太平洋系群			
	瀬戸内海系群			休漁
	対馬暖流系群			
ニギス	日本海系群			
	太平洋系群			
イトヒキダラ	太平洋系群			
サワラ	東シナ海系群			
	瀬戸内海系群			休漁、漁獲量制限、種苗放流等
ヒラメ	北海道系群			
	太平洋北部系群			小型魚の再放流、目合の拡大等
	太平洋中部系群			
	太平洋南部系群			漁具改良、種苗放流等
	瀬戸内海系群			体長制限、区域設定、種苗放流等
	日本海北・中部系群			保護区の設定、種苗放流等
	日本海西部・東シナ海系群			保護区の設定、種苗放流等
サメガレイ	太平洋北部			保護区の設置、減船
ムシガレイ	日本海系群			減船、休漁、操業制限等
ソウハチ	日本海系群			減船、休漁
	太平洋北部系群			
アカガレイ	日本海系群			保護区・礁設置、漁具改良、減船等
マガレイ	太平洋北部系群			
	日本海系群			減船、小型魚の再放流、漁具改良等

資源評価対象魚種	系群	産出量規制(TAC)	資源回復計画	回復計画に基づく主な取組内容
キダイ	日本海・東シナ海系群			減船、休漁
ハタハタ	日本海西部系群			
	日本海北部系群			減船、種苗放流等
イカナゴ類	宗谷海峡			減船、操業期間短縮、休漁
イカナゴ	伊勢・三河湾系群			残存尾数の確保、保護区設定、休漁
タチウオ	日本海・東シナ海系群			減船、休漁
ヤナギムシガレイ	太平洋北部			保護区の設置、減船、漁具改良
ウマツラハギ	日本海・東シナ海系群			減船、休漁
トラフグ	日本海・東シナ海・瀬戸内海系群			休漁、小型魚の採捕制限、種苗放流
	伊勢・三河湾系群			小型魚の採捕制限、種苗放流
キグチ(東シナ海底魚類)	東シナ海			減船、休漁
シログチ(東シナ海底魚類)	東シナ海			
ハモ(東シナ海底魚類)	東シナ海			
マナガツオ類(東シナ海底魚類)	東シナ海			
エソ類(東シナ海底魚類)	東シナ海			
カレイ類(東シナ海底魚類)	東シナ海			
ホッコクアカエビ	日本海系群			
シャコ	伊勢・三河湾系群			再放流
ベニズワイガニ	日本海系群			減船、休漁、漁獲量制限
ケンサキイカ	日本海・東シナ海系群			減船、休漁
ヤリイカ	太平洋系群			減船
	対馬暖流系群			

(注1) 漁業法に基づく投入量規制及び技術的規制については、主に漁業種類に着目して講じられているものであるため、記載していない。

(注2) マダラについては、陸奥湾産卵群を対象とした資源回復計画が作成されている。

沿岸域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（1）

地先海面においては、漁村集落によりアワビ、サザエ、藻類等の独占的な利用が行われるという漁場秩序が古くから形成されており、漁業権はこれを引き継いだものである。

また、小規模な沖合漁業や沿岸漁業について、漁業法等に基づく各都道府県の漁業調整規則によって都道府県知事の許可制とするとともに、その中には、漁業法に基づく農林水産大臣が漁業調整等の必要上、都道府県別に許可できる船舶の隻数の最高限度等を定める法定知事許可漁業がある。

漁業権漁業

定置漁業権

(定置網漁業の中で大型のもの(身網の設置水深が27m以上(一部例外除く))を営む権利)

区画漁業権

(一定の区画内において養殖業を営む権利)

共同漁業権

(一定の水面を共同に利用して小規模漁業を営む権利)

漁場計画（漁業権の内容たる漁業種類、漁場の位置及び区域等）を定め公示

適格性、優先順位の審査

漁場計画に基づいて免許

知事許可漁業

小型まき網漁業、機船船びき網漁業、刺し網漁業、さけ・ますはえ縄漁業等

知事が漁業調整規則を制定

大臣による規則の認可

知事が漁業調整規則に基づき許可

法定知事許可漁業

中型まき網漁業
小型機船底びき網漁業
瀬戸内海機船船びき網漁業
小型さけ・ます流し網漁業

大臣が都道府県別の許可隻数等の最高限度を設定

知事の意見聴取

知事が最高限度の枠内で許可

沿岸域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（2）

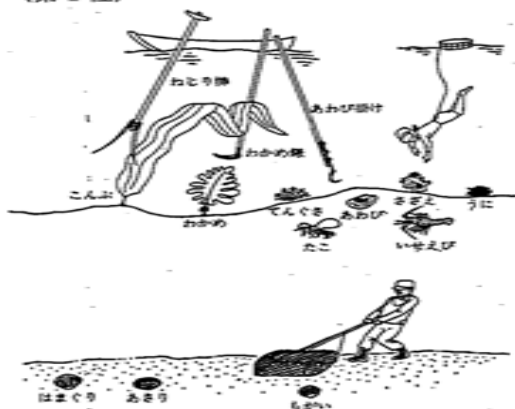
漁業権の免許件数（平成17年）

定置漁業権	区画漁業権 (築堤式、網仕切式、真珠等)	特定区画漁業権 (ひび建、藻類、垂下式等)	共同漁業権
1,956	1,533	7,704	5,147

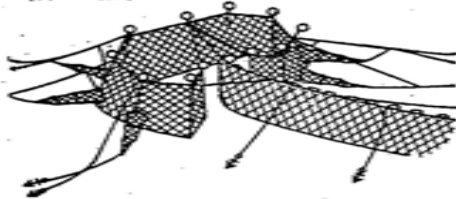
資料：農林水産省調べ

共同漁業権の例

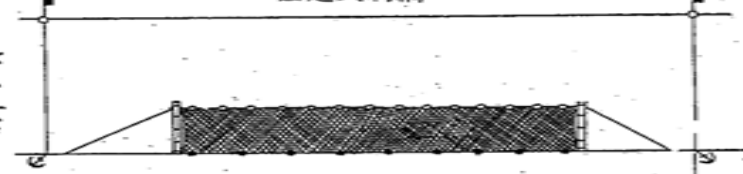
共同漁業
(第1種)



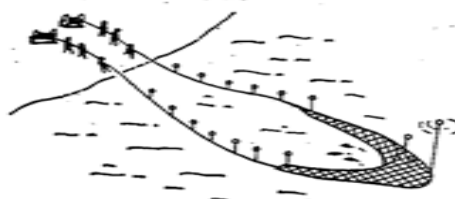
(第2種) 小型定置



固定式刺網



(第3種) 地びき網



飼付漁業



(第4種) 寄魚漁業



鳥付きこぎ釣漁業



沿岸域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（3）

漁業権漁業における漁獲量等（平成17年）

・ 定置漁業権

単位：トン、%

魚類等	大型定置網							さけ定置網			総計
	さば類	いわし類	さけ・ます類	あじ類	ぶり類	その他	計	さけ・ます類	その他	計	
漁獲量	59,500	35,982	26,932	26,722	19,639	71,852	240,627	173,185	6,341	179,526	420,153
全漁業種類の漁獲量に占める割合	9.6	7.6	10.9	12.5	35.8	-	5.3	70.3	-	4.0	9.4

資料：農林水産省「平成17年漁業・養殖業生産統計年報」

・ 共同漁業権

単位：トン

あわび類	うに類	なまこ類
1,768	11,990	9,373

資料：農林水産省「平成17年漁業・養殖業生産統計年報」から、共同漁業権漁業における主要魚種等と考えられるものの漁獲量を抜き出したものである。

沿岸域の資源管理（インフットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（４）

法定知事許可漁業の許可隻数、制限措置の内容（平成17年）

漁業種類	許可隻数	制限及び規制の措置
小型機船底びき網漁業	44,691	操業期間の制限、トン数制限、漁具の制限等
瀬戸内海機船船びき網漁業	898	
中型まき網漁業	738	
小型さけ・ます流し網漁業	231	

資料：農林水産省調べ

主な知事許可漁業における漁獲量等（平成17年）

・小型機船底びき網漁業

単位：トン、%

	ほたてがい	その他の貝類	ひらめ・かれい類	えび類	いか類	たこ類	その他	総計
漁獲量	286,986	30,254	16,273	13,384	10,071	9,198	67,534	433,700
全漁業種類の漁獲量に占める割合	99.8	32.4	27.0	56.3	3.1	16.6	-	9.7

資料：農林水産省「平成17年漁業・養殖業生産統計年報」

・中型まき網漁業

単位：トン、%

	いわし類	さば類	あじ類	その他	総計
漁獲量	159,143	119,051	89,774	44,706	412,674
全漁業種類の漁獲量に占める割合	33.6	19.2	41.9	-	9.3

資料：農林水産省「平成17年漁業・養殖業生産統計年報」

注：小型まき網漁業の漁獲量を含む。

・瀬戸内海機船船びき網漁業

単位：トン

	いわし類	いかなご	たい類	その他	総計
漁獲量	49,579	16,772	1,286	2,352	69,989

資料：中国四国農政局統計部「瀬戸内海及び太平洋南区における漁業動向」

注：5トン未満船の漁獲量を含む。

・刺し網漁業

単位：トン、%

	たら類	ひらめ・かれい類	ほっけ	いか類	さけ・ます類	ぶり類	その他	総計
漁獲量	72,822	21,901	17,995	4,656	3,675	3,162	56,032	180,243
全漁業種類の漁獲量に占める割合	30.0	36.3	12.8	1.4	1.5	5.8	-	4.0

資料：農林水産省「平成17年漁業・養殖業生産統計年報」

沖合域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（1）

指定漁業は、漁業法に基づき、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取り決め、漁場の位置等の関係から統一的に措置を講ずる必要のある漁業種類が政令で指定されている。

また、指定漁業以外の漁業についても、農林水産大臣が漁業取締その他漁業調整又は水産資源の保護培養のために定める省令に基づき、特定大臣許可漁業が定められているほか、資源状況等を把握するため、大臣に届出をさせる届出漁業がある。

指定漁業

沖合底びき網漁業
以西底びき網漁業
遠洋底びき網漁業
大中型まき網漁業
大型捕鯨業
小型捕鯨業
母船式捕鯨業
遠洋かつお・まぐろ漁業
近海かつお・まぐろ漁業
中型さけ・ます流し網漁業
北太平洋さんま漁業
日本海べにずわいがに漁業
いか釣り漁業

大臣が5年ごとに総トン数別、操業区域別の許可隻数を公示

大臣が公示に基づき許可

特定大臣許可漁業

ずわいがに漁業
東シナ海等かじき等流し網漁業
東シナ海はえ縄漁業
大西洋等はえ縄等漁業
太平洋底刺し網等漁業

大臣が毎年操業期間の開始前に許可

届出漁業

かじき等流し網漁業
沿岸まぐろはえ縄漁業
小型するめいか釣り漁業
暫定措置水域沿岸漁業等

操業期間の開始前に大臣に届け出

（注）届出漁業は、一般的に禁止された漁業を特定の者に対してその禁止を解除して、これを営む自由を得させるものではない点で、指定漁業及び特定大臣許可漁業とは法的性格が異なる。

沖合域の資源管理（インフットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（2）

許可隻数、制限措置の内容（平成19年）

・指定漁業（主なもの）

漁業種類	許認可隻数			制限及び規制の措置
	昭和62年	平成9年	平成19年	
沖合底びき網漁業	694	540	391	操業区域・期間の制限、漁具・採捕の制限等
以西底びき網漁業	415	69	13	操業区域の制限、漁具・採捕の制限等
大中型まき網漁業	324	251	207	操業区域の制限、漁具・採捕の制限等
近海かつお・まぐろ漁業	625	306	435	操業区域の制限等
北太平洋さんま漁業	536	253	204	操業区域・期間の制限等
日本海べにずわいがに漁業	-	25	15	操業期間の制限、漁具・採捕の制限等
いか釣り漁業	955	405	182	操業区域・期間の制限等

注1：近海かつお・まぐろ漁業については、昭和62年の許認可隻数の数値は許可隻数であるとともに、平成14年の一斉更新により近海かつお・まぐろ漁業（20トン未満）が大臣許可漁業になったことから、平成19年の許認可隻数には小型船（20トン未満）が含まれる。

注2：北太平洋さんま漁業については、昭和62年及び平成9年の許認可隻数は承認漁業であった際の数値である。

注3：日本海べにずわいがに漁業については、平成9年の許認可隻数は承認漁業であった際の数値であるとともに、昭和62年には承認漁業とされていないため記載していない。

注4：いか釣り漁業については、昭和62年及び平成9年の許認可隻数は承認漁業であった際の数値である。

・特定大臣許可漁業

漁業種類	許可隻数	制限及び規制の措置
ずわいがに漁業	18	操業区域・期間の制限、採捕の制限
東シナ海等かじき等流し網漁業	6	操業区域・期間の制限、採捕の制限
東シナ海はえ縄漁業	84	操業区域・期間の制限

・届出漁業

漁業種類	届出隻数	制限及び規制の措置
かじき等流し網漁業	159	操業区域・期間の制限、採捕の制限
沿岸まぐろはえ縄漁業	363	操業区域の制限
小型するめいか釣り漁業	3,129	操業区域の制限
暫定措置水域沿岸漁業等	274	

沖合域の資源管理（インフットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（3）

主な指定漁業等における漁獲量等（平成17年）

単位：トン、%

	漁業種類	漁獲量総計		内訳				
		全漁業種類の漁獲量に占める割合		全漁業種類の漁獲量に占める割合				
指定漁業	沖合底びき網漁業	379,196	たら類	ほっけ	いか類	いかなご	ひらめ・かれい類	その他
			133,886	99,895	46,149	19,629	15,635	64,002
		8.5	55.1	71.1	14.0	29.0	25.9	-
	以西底びき網漁業	5,934	たい類	いか類	いぼだい	あじ類	にべ・ぐち類	その他
			1,378	804	593	183	172	2,804
		0.1	6.5	0.2	15.7	0.1	5.3	-
	大中型まき網漁業	945,165	さば類	かつお類	いわし類	あじ類	まぐろ類	その他
			413,639	225,229	132,402	78,059	45,948	49,888
		21.2	66.7	56.4	27.9	36.4	19.3	-
	北太平洋さんま漁業	208,420						
		-						
	いか釣り漁業	104,960						
31.7								
特定大臣許可漁業	ずわいがに漁業	211						
		-						
届出漁業	小型するめいか釣り漁業	60,532						
		-						

資料：農林水産省「平成17年漁業・養殖業生産統計年報」

ただし、北太平洋さんま漁業については全国さんま漁業協会調べ、ずわいがに漁業については水産庁調べ、小型するめいか釣り漁業については全漁連調べ。

TACによる資源管理（アウトプットコントロール）の概要

漁獲量を規制する手法として、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、主要魚種について、年間の漁獲量の上限であるTAC（Total Allowable Catch）漁獲可能量を設定している。

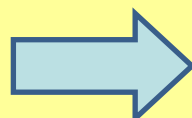
TACの設定は、資源を持続的かつ合理的な最大利用を達成することができる水準に維持又は回復させることを目的とし、生物学的許容漁獲量(ABC(Allowable Biological Catch))等の対象資源の科学的知見を基礎に、漁業の経営状況等を勘案して行う旨が法律に規定されている。

TACは、年間の数量を魚種別に定め、さらに漁業種類や都道府県別に配分されている。

TAC対象魚種

以下のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるものを指定

採捕量及び消費量が多く、我が国の国民生活上又は漁業上重要な海洋生物資源
 資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量による保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源
 我が国周辺水域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源



7魚種を指定

- ・サンマ
- ・スケトウダラ
- ・マアジ
- ・マイワシ
- ・マサバ及びゴマサバ
- ・スルメイカ
- ・ズワイガニ

左記条件、に該当

左記条件、に該当

TAC魚種の我が国漁業における位置(H12～16平均)

	総漁獲量	サンマ	スケトウダラ	マアジ	マイワシ	サバ類	スルメイカ	ズワイガニ	TAC魚種合計
漁獲量	3,991,606	232,145	225,428	230,535	96,111	333,699	278,542	5,485	1,401,946
総漁獲量に対する比率 (遠洋漁業を除く)		5.8%	5.6%	5.8%	2.4%	8.4%	7.0%	0.1%	35.1%

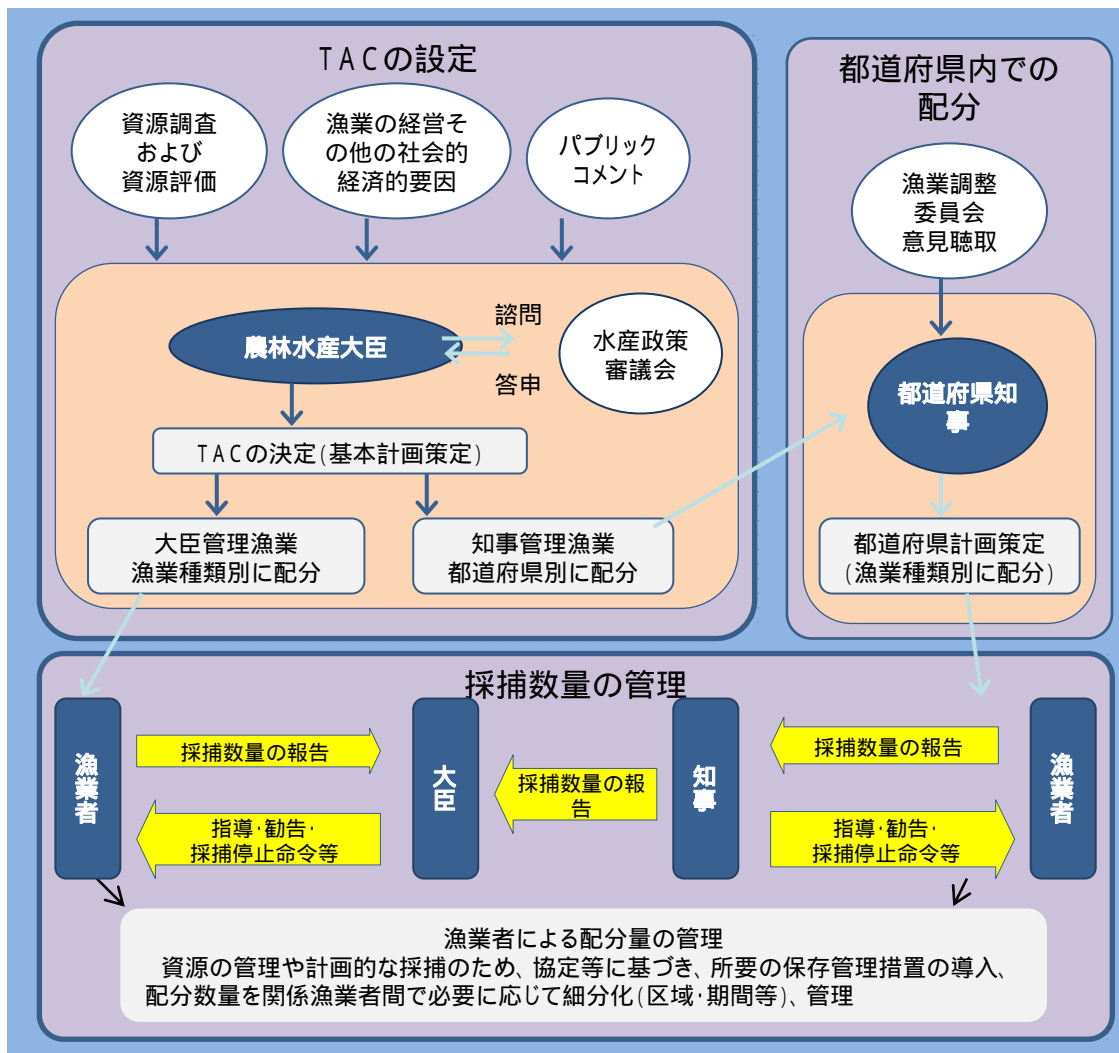
単位:トン

TACの設定

- ・ 農林水産大臣は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(以下、基本計画)」を水産政策審議会の意見を聞いて、毎年策定(改定)
- ・ 基本計画の中で、魚種毎の中期的管理方針及び資源動向を踏まえ、漁業の経営状況を勘案しつつ、魚種別にTAC数量を設定。さらに漁業種類毎、都道府県毎に配分量を設定
- ・ 都道府県では国の基本計画に基づき、漁業調整委員会の意見を聞いた上で、都道府県計画(各都道府県における資源の管理方針や漁業種類毎の漁獲可能量配分計画など)を策定

採捕数量の管理

- ・ 漁業者は所属漁協などを經由して、大臣又は知事へ採捕量を報告
- ・ 大臣および知事は、管理者として採捕状況をモニターし、必要に応じて助言・指導・勧告・採捕の停止命令を行う



TACの設定状況

対象魚種 (管理期間)	TAC (千トン)	大臣管理漁業分 (千トン)	知事管理漁業分 (千トン)
さんま (1～12月)	396	北太平洋さんま漁業 (300)	10歳未満のさんま棒受網、刺網など 北海道(41)、岩手県(5) その他7県が「若干」
すけとうだら (4～3月)	221	沖合底びき網漁業(132)	延縄、刺網など 北海道(86) その他5県が「若干」
まあじ (1～12月)	320	大中小型まき網漁業(93)	中小型まき網など 島根県(42)、長崎県(24)、その他8 県が数量配分 その他25道府県が「若干」
まいわし (1～12月)	60	大中小型まき網漁業(43)	中小型まき網など 28道府県が「若干」
まさば及び ごまさば (7～6月)	746	大中小型まき網漁業(293)	中小型まき網など 東京都(34)、三重県(25)、その他7 県が数量配分 その他24道府県が「若干」
するめいか (1～12月)	322	沖合底びき網漁業(52) 大中小型まき網漁業(16) いか釣り漁業(67) 小型するめいか釣り漁業 (93)	5歳未満イカ釣りなど 24道府県が「若干」
ずわいがに (7～6月)	7,224 ^{トン}	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業(5,759 ^{トン})	小型底びき網など 石川県(447 ^{トン})、福井県(396 ^{トン})、そ その他6道府県が数量配分 その他2県が「若干」

(参考) 個別割当方式(資源回復計画に基づく漁獲量上限制)の概要

我が国においては、平成19年9月から、ベニズワイガニを対象として、個別割当方式(資源回復計画に基づく漁獲量上限制)が導入されている。

具体的には、「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」に基づき、全船で実施されていた6月(30日間)の追加休漁に代わる漁獲努力量削減措置として、船舶ごとの年間漁獲量の上限を設定している。

なお、みなみまぐろについても、遠洋かつお・まぐろ漁業を対象に、操業位置や漁獲等の報告の義務付け、タグの使用による魚体ごとの採捕の順序等の管理、陸揚数量と届出数量との照合といった漁獲量の厳格な管理の下で、個別割当方式が導入されている。

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画に基づく取組

漁獲努力量の削減措置

- ・ 休漁

現在の休漁期(7月~8月)以外に、30日間の新たな休漁又は休漁に相当する措置を実施

- ・ 減船
- ・ 改良漁具の導入

漁場環境の保全措置

海底清掃を実施

趣旨等

(趣旨等)

- ・ 「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」に基づき、追加休漁措置に相当する漁獲努力量削減措置として実施
- ・ ベニズワイガニの需給状況の変化を踏まえ、漁業者のみならず、ベニズワイガニを利用する加工・流通等の関係者による協議を重ねた結果としての取組

(対象漁船数)

境港を陸揚港とする大臣許可船(日本海ベニズワイガニ漁業)12隻

上限設定の考え方

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき、以下の事項を勘案して、漁獲量の上限を設定
日本海の海域におけるベニズワイガニの資源の状況
漁業者及び船舶の操業状況

(具体的には、各船ごとの実績に応じて設定(各船の18年度漁期の漁獲量の1割削減))

漁獲量等の管理

- ・ 毎日の漁獲量、位置、水深、揚かご数等の報告
- ・ 陸揚予定の報告
- ・ 報告数量と水揚伝票(荷受け・加工)との照合の実施

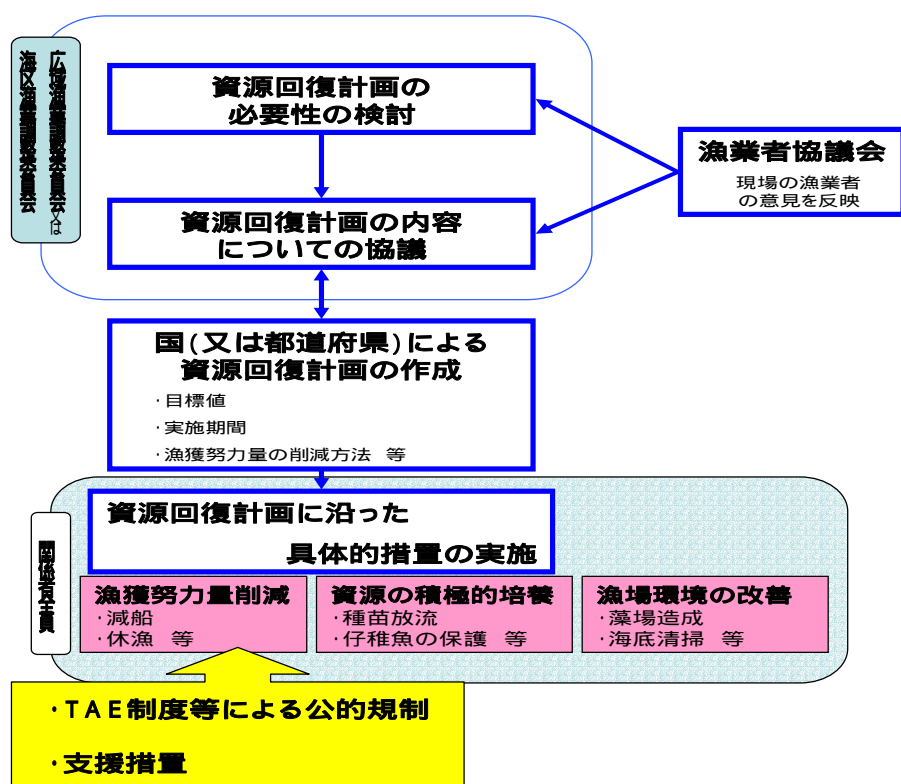
(制度を開始したばかりであり、状況を見つつ適切な管理方策を検討)

資源回復計画の概要

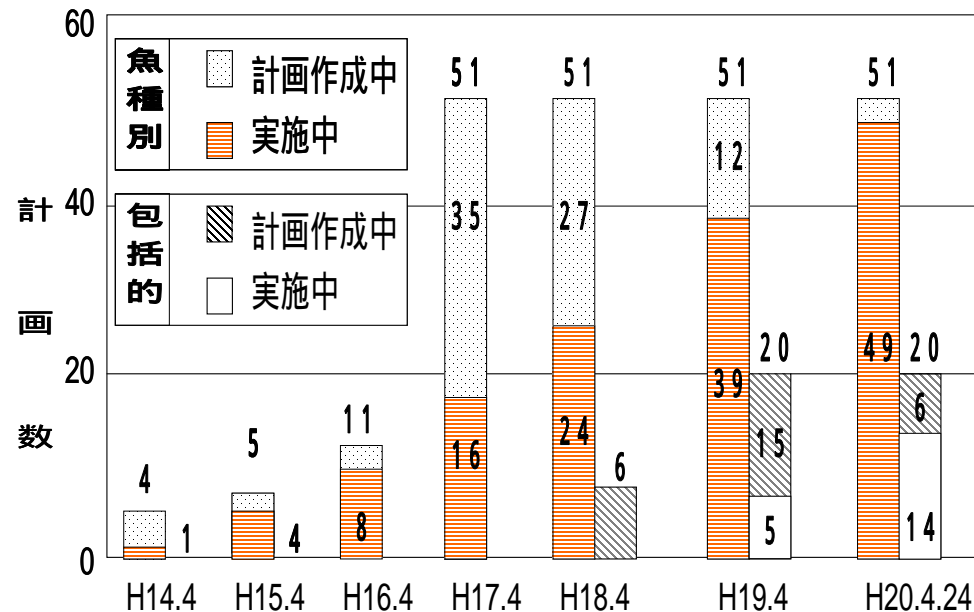
資源回復計画は、緊急に資源回復が必要な魚種について、減船、休漁、漁具改良、保護区の設定等の漁獲努力量削減、種苗放流等による資源の積極的培養、漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するものであり、国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ、その合意形成を図りつつ作成している。

また、計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和するための経営支援策を実施するとともに、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく漁獲努力可能量(TAE (Total Allowable Effort))制度により、操業隻日数の上限を設定している。

資源回復計画の枠組み

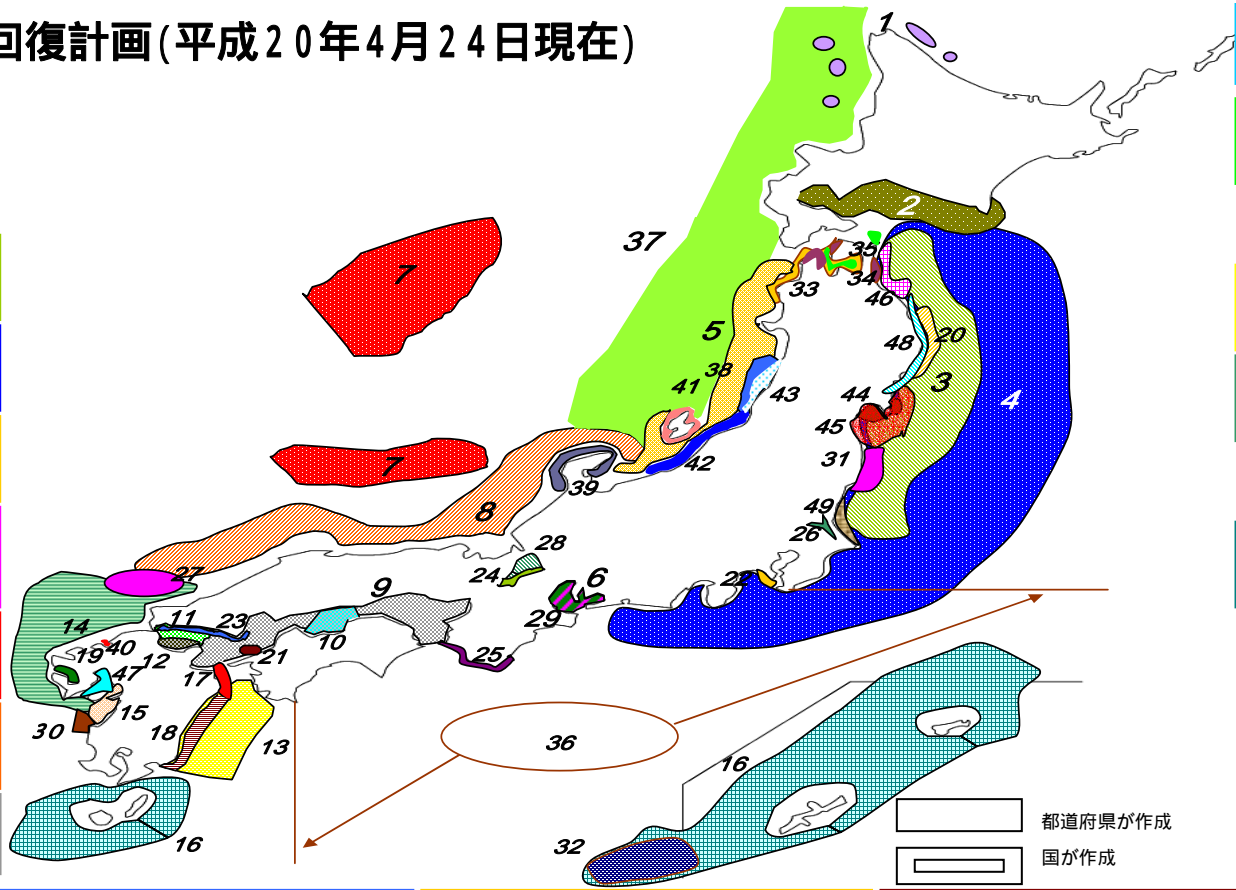


資源回復計画数の推移 (平成20年4月24日現在)



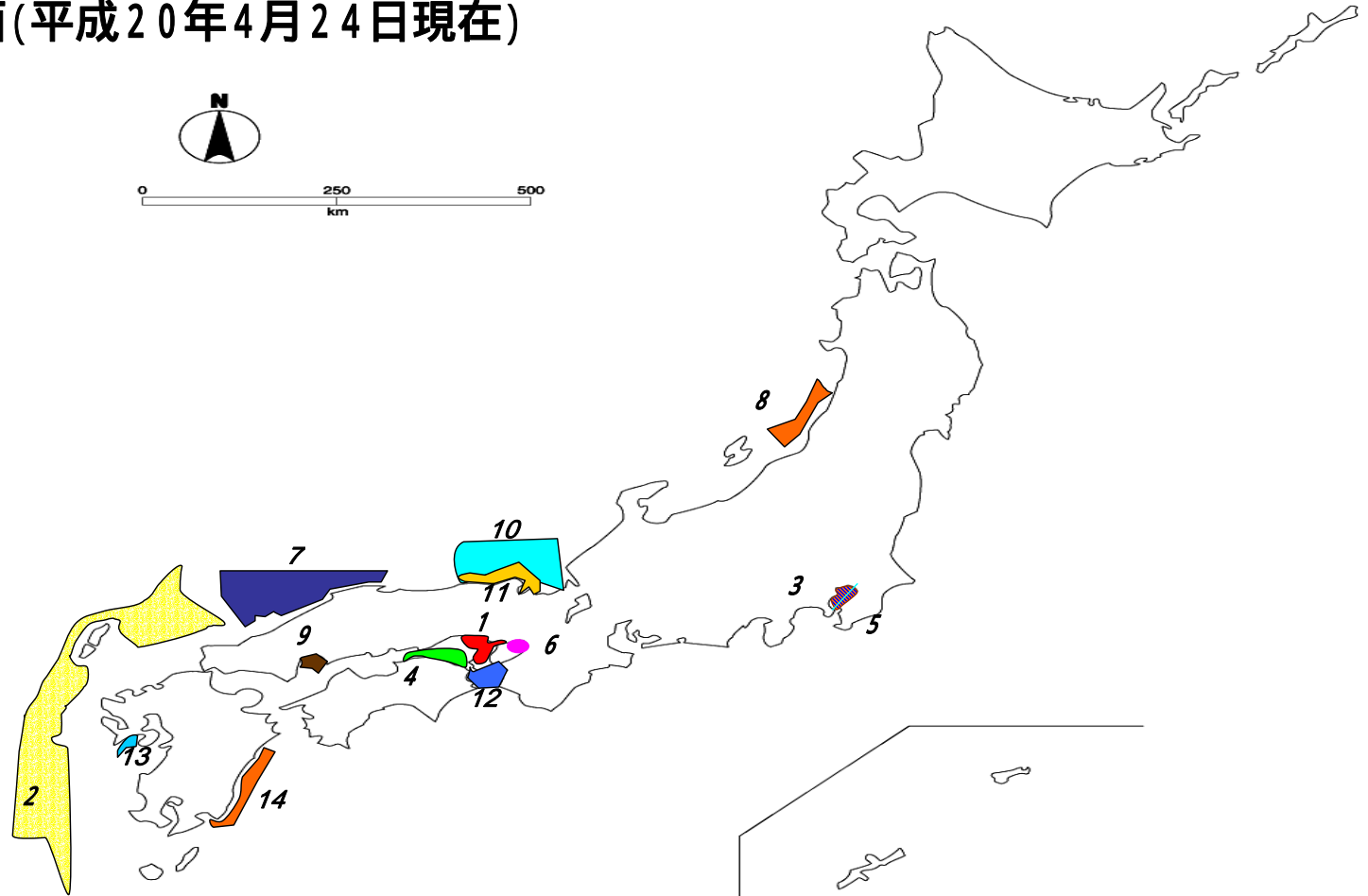
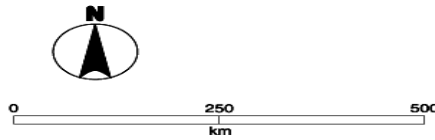
実施中の魚種別資源回復計画(平成20年4月24日現在)

- 1 宗谷海峡域イカナゴ資源回復計画(平成16年4月22日公表)
- 2 えりも以西海域マツカワ資源回復計画(平成17年3月10日公表)
- 3 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画(平成15年3月10日公表)
- 4 マサバ太平洋系群資源回復計画(平成15年10月23日公表)
- 5 日本海北部マガレイ、ハタハク資源回復計画(平成15年7月1日公表)
- 6 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種(資源回復計画(平成14年8月13日公表)
- 7 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画(平成17年4月7日公表)
- 8 日本海西部あかがい(ずわいがに)資源回復計画(平成14年9月6日公表)
- 9 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画(平成14年4月12日公表)
- 24 琵琶湖セタシジミ資源回復計画(平成18年3月30日公表)
- 29 伊勢湾・三河イカナゴ資源回復計画(平成18年11月10日)
- 34 青森県イカナゴ資源回復計画(平成19年3月28日公表)
- 39 石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画(平成19年4月27日公表)
- 44 宮城県マコガレイ資源回復計画(平成20年2月12日公表)
- 49 茨城県シライトマキバイ資源回復計画(平成20年3月28日公表)



- 10 カクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画(平成17年3月31日公表)
- 11 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画(平成16年11月19日公表)
- 12 大分県豊前海アサリ資源回復計画(平成16年3月25日公表)
- 13 ヤリイカ太平洋系群(南部)資源回復計画(平成16年11月4日公表)
- 14 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画(平成17年4月15日公表)
- 15 熊本県アサリ資源回復計画(平成17年3月30日公表)
- 16 南西諸島海域マチ類資源回復計画(平成17年4月15日公表)
- 17 大分県豊後水道域クルマエビ資源回復計画(平成17年8月4日公表)
- 18 宮崎海域カサゴ資源回復計画(平成17年8月9日公表)
- 19 長崎県大村湾海域ナマコ資源回復計画(平成17年8月30日公表)
- 22 神奈川県三浦半島地区アワビ資源回復計画(平成18年3月22日公表)
- 27 山口県日本海海域あまだい類資源回復計画(平成18年7月24日公表)
- 26 霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画(平成18年7月11日公表)
- 25 和歌山県太平洋南区イサキ資源回復計画(平成18年5月1日公表)
- 21 愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画(平成18年3月20日公表)
- 20 岩手県ヒラメ資源回復計画(平成18年2月27日公表)
- 28 滋賀県ニゴロブナ資源回復計画(平成18年10月6日公表)
- 23 山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画(平成18年3月28日公表)
- 32 沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画(平成19年3月12日公表)
- 31 福島県マアナゴ資源回復計画(平成19年2月13日公表)
- 30 熊本県ヒラメ資源回復計画(平成18年12月25日公表)
- 37 スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画(平成19年3月29日公表)
- 36 太平洋南部キンメダイ資源回復計画(平成19年3月29日公表)
- 35 マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画(平成19年3月29日公表)
- 42 新潟県ウスマル資源回復計画(平成19年6月5日公表)
- 41 新潟県佐渡海区マナコ資源回復計画(平成19年6月5日公表)
- 40 福岡湾口域イカナゴ資源回復計画(平成19年5月30日公表)
- 43 山形県ヒラメ資源回復計画(平成19年10月11日公表)
- 48 岩手県ケガニ・ミズグコ資源回復計画(平成20年3月28日公表)
- 47 有明海ガザミ資源回復計画(平成20年3月28日公表)
- 46 青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画(平成20年3月24日公表)
- 45 宮城県マアナゴ資源回復計画(平成20年2月12日公表)

実施中の包括的資源回復計画(平成20年4月24日現在)



1 兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成18年5月25日公表)

2 日本海・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画
(平成18年10月13日公表)

3 神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画(平成19年3月20日公表)

4 香川県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成19年5月17日公表)

5 千葉県東京湾小型底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成19年3月28日公表)

6 大阪府小型底びき網漁業包括的資源回復計画(平成19年4月2日公表)

7 島根県小型底びき網漁業(機船手繰網漁業)包括的資源回復計画
(平成20年1月15日公表)

10 京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成20年3月28日公表)

11 京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画
(平成20年3月28日公表)

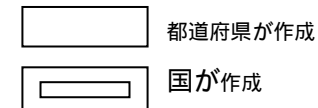
8 山形県小型機船底びき網漁業(手繰第一種)包括的資源回復計画
(平成20年1月21日公表)

12 徳島県紀伊水道海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成20年3月28日公表)

13 長崎県橘湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成20年3月31日公表)

9 広島湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成20年2月19日公表)

14 宮崎海域小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画
(平成20年3月31日公表)



アウトプットコントロールに関する 現状と課題

これまでのTAC制度の変遷

	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19～	
対象魚種	6魚種を指定	するめ いか を追加										
管理期間	暦年のみ				漁期に応じ設定可(すけとうだら(4-3月)、ずわい(7-6月))					さば類(7-6月)		
TAC設定	資源の動向に応じ、過去の漁獲実績を勘案	前年数量に、資源動向、漁業経営の事情を勘案し設定				ABCの2倍以内	1.5倍以内	乖離縮小に努力				
留保枠設定		さば類	まあじ まいわし					浮魚類の留保・放出のルール設定				
強制規定(注)の適用	(適用なし)			さんま すけとうだら								
魚種毎の管理方針											中期的管理方針策定(5カ年程度の方針)	

注：*資源管理法に基づく採捕停止命令等の規定は、日韓/日中漁業協定に基づく暫定水域(韓国及び中国の漁業者に対し、我が国法令に基づく規制措置が適用されない)への分布・回遊がほとんどみられないさんま及びすけとうだらについて適用され、それ以外の魚種では適用が除外されている。

TACによる資源管理の現状（1）

平成9年のTAC制度発足以後、TAC数量の設定、自主的な管理の取り組み、資源や漁場形成の状況に応じた漁期中の枠の調整等の運用方法の改善や管理方針の策定を実施してきた。

TACの設定と配分・管理

TAC数量の設定方法

資源の動向に応じ、漁獲実績ベースでTAC設定（例：資源が安定している場合、過去3カ年の漁獲実績の平均値を採用）（H9）

前年のTAC数量をベースに、資源動向や漁業経営の事情を勘案して設定（H10～14）

ABCベースに設定。TACとABCの乖離幅を2倍程度に縮小（H15）、以後も乖離幅の縮小に留意

	TACのABCに対する比率(TAC/ABC)	比率が1.5以上の魚種
14年 ↓	0.9～12.2	すけとうだら、まあじ、まいわし、さば類、ずわいがに
20年	0.4～1.8	すけとうだら、さば類

運用の状況・問題点

- ・ABCの算定には不確実性が伴うものの、TACがABCを可能な限り超えないようにすべき、TAC設定の根拠が不明確、との指摘
- ・枠の細分化等により漁獲競争や水揚げ集中回避に一定の効果がみられるも、採捕量がTACを上回る事例も(17年さば、19年まいわし)

TAC枠の配分と管理

（基本計画・都道府県計画に基づく配分）

TACは、国の基本計画や都道府県計画に基づき、漁業種類毎・地域毎に分割して配分

（関係漁業者による自主的配分・管理）

国や県において分割して配分された枠について、漁業種類によっては、漁業者による自主的協定等に基づき、海域毎・時期毎等に枠の細分化や留保枠等により管理

（例）さば類

大臣管理分（大中型まき網に配分）

自主協定に基づき、大中型まき網の地区別11団体に枠を細分化

〔さらに19年漁期より、4半期別の漁獲平準化計画を策定、漁期中に消化状況に応じて枠を調整〕

都道府県管理分（9県に数量配分）

県計画に基づき、漁業種類別等に枠を細分化、さらに協定等に基づき、自主的な管理を実施

（採捕量の報告）

・市場データを活用し、漁協等約410機関を通じて採捕量を集計

TACによる資源管理の現状（2）

資源・漁場形成の変動への機動的な対応

資源状況の変動への対応（TACの期中改定）

資源評価には、前年の漁獲データ等に加え、直近のデータを活用し精度の向上に努めているが、当年生まれ群の評価を中心に一定の限界もある。
このため、**漁期開始後に資源状況が当初の評価より大幅に異なることを見込まれる場合に、資源再評価を実施のうえ、その結果を踏まえてTACを期中改定。**

（例）さば類

まさば太平洋系群では、H16年生まれ群が当初推計より極めて大きいことが、17年以降の漁獲状況等から判明し、資源量推計値は大幅に上方修正。

17、18及び19年漁期に期中改定。

（参考：直近生まれ群の資源量推定方法）

漁獲対象とならない若い年齢群の資源量推計には、漁獲量データを活用することができず、限られた調査海域における産卵数や稚魚の分布量を引き延ばすこととなるため、誤差が生じやすい傾向にある。

運用の状況・問題点

- ・ 期中改定を行うかどうかの判断基準や手続きが不明確との指摘
- ・ 留保枠の利用が少ない事例、留保解除後の最終的な採捕実績がABC水準を超える事例も（18年さば類等）

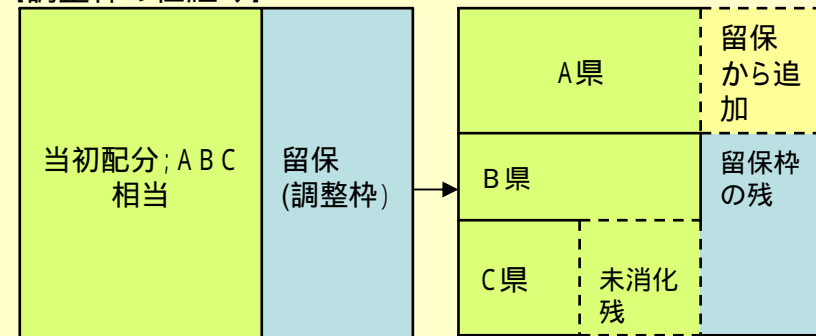
漁場形成の変動への対応（留保枠）

〔浮魚類の調整枠の設定（留保枠と追加配分）〕
H17TAC設定より留保枠の運用をルール化
浮魚類（まあじ、まいわし、さば類）では、**ABC相当分を漁期当初に配分**

国が調整枠として一定数量を留保し、漁場形成の状況に応じて追加配分

実際の漁獲の状況を踏まえ、当初配分量では不足が見込まれる県等に対し迅速に配分。最終的な採捕実績がABC水準に収まることを目安に管理

〔調整枠の仕組み〕



（増）と（減）を踏まえたトータルの採捕量が、当初配分水準に収まることを目安に運用

TACによる資源管理の現状（3）

平成19年に、資源の状況、海洋環境の状態等を踏まえた5年間程度の中期的な管理方針を、魚種毎に策定し、これに則して毎年のTACを設定している。

さんま

- ・ 漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著、安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、TACを安定的に設定

すけとうだら

- 〔日本海北部系群〕
 - ・ 資源水準の低下が顕著、海洋環境が好適ではない 資源回復計画に基づき資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理

- 〔太平洋系群〕
 - ・ 資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響を与える場合には、資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮して管理

- 〔オホーツク海南部、根室海峡〕
 - ・ 資源を減少させない / 我が国への来遊量の年変動にも配慮しながら管理

まあじ まいわし

- 〔太平洋系群〕資源水準の維持
- 〔対馬暖流系群〕
 - ・ 資源の維持若しくは増大、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理

- ロシア水域と我が国水域にまたがって分布、我が国のみでの管理では限界。ロシアとの協調した管理に向け取り組み

ずわいがに

- 〔オホーツク海系群〕
 - ・ 資源を減少させない / 我が国への来遊量の年変動にも配慮しながら管理
- 〔その他の系群〕
 - ・ 資源の維持若しくは増大

するめいか

- ・ 中位にある資源が海洋環境の変化により大幅に減少に転じる可能性。海洋環境条件に応じ資源水準を維持

- 大韓民国等と我が国水域にまたがって分布、我が国のみでの管理では限界。関係国との協調した管理に向け取り組み

まさば及びごまさば

- 〔まさば対馬暖流 / ごまさば東シ海系群〕資源を減少させないよう、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら管理

- 〔まさば太平洋系群〕
 - ・ 資源回復計画に基づき優先的に資源の回復を図るよう管理

- 〔ごまさば太平洋系群〕資源を中位水準以上に維持するよう管理

アウトプットコントロールに関する検討課題

我が国の漁業や資源の特性を踏まえつつ、資源管理方策全体における、TACをはじめとする産出量規制の役割を明確化することが必要である。

TAC制度については、制度創設以降、TACの設定方法や漁期中の機動的な枠の調整等について、運用の改善を図るとともに、19年には中期的な管理方針を策定したところ。今後は、TACが担うべき役割を踏まえつつ、引き続き、所要の制度の改善を図っていくことが重要である。

また、個別割当方式のメリット・デメリットを検証し、導入できる場合の考え方の整理等が必要である。

TAC制度の課題

TACの設定と資源管理

TAC制度の資源管理全体での役割の整理（TACと他の管理手法との組み合わせの考え方）

資源評価精度の向上、ABCの前提となる「管理の考え方」をどのようにするか

TACがABCを可能な限り反映したものとすること、TAC設定の客観性・透明性確保

TAC対象魚種追加の検討

漁期中の適切な運用

計画的な採捕と枠の遵守

採捕量がTACを上回る事例を踏まえ、特定時期への漁獲の集中回避と採捕量がTACを超えないための管理方法

資源や漁場形成の変動への的確な対応

資源状況等の変化に的確・機動的に対応できる仕組みの確保（期中改定のルール化、適正な留保枠の設定と運用等）

IQ等に関する課題

個別割当方式（IQ）について、メリット・デメリットの検証と、導入できる場合の考え方の整理等

譲渡性個別割当方式（ITQ）について、諸外国における導入事例（漁獲量管理や割当枠の権利化の状況等）等の研究

水産基本計画(平成19年3月閣議決定)(抄)

第3 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

(2) 我が国の排他的経済水域等における資源管理

ア 漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進

資源水準に見合った漁獲を実現するため、漁業権制度及び漁業許可制度の運用やTAC及びTAEの設定・管理により漁業活動を適切な水準に管理するほか、TAC制度・TAE制度の対象魚種の追加について検討する。

また、漁獲量の個別割当方式に関して、漁獲競争の抑制や計画的な漁獲活動の促進の面で効果が期待される一方、我が国では、多くの魚種を対象として多様な漁業が存在し、漁船・水揚港の多さに起因して遵守徹底が難しいといった問題があることを踏まえ、その導入について検討する。

(参考2) 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月)の概要

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月閣議決定)(抄)

重点計画事項

6 農林水産業

(3) 水産業分野

資源管理の在り方の見直しについて

ア 生物学的に計算される漁獲許容水準に基づくTAC(漁獲可能量)設定の厳正化、決定プロセスの透明化【平成20年中措置】

(中略) 科学的根拠の尊重による資源管理を徹底し、水産資源の維持、回復を図るため、TAC設定が生物学的に計算される漁獲許容水準を可能な限り超えることがないように、TAC設定の厳正化を図る。

併せて、TAC設定の数量的根拠を公表し、TAC数量の決定プロセスの一層の透明化を図る。

イ TAC(漁獲可能量)設定魚種の拡大【平成20年中措置】

(中略) 水産資源の持続的な利用を実現するため、TAC設定がなされていない31魚種やそれ以外の魚種も含めて、資源が悪化している魚種など魚種による特性等を見つつ、TAC対象魚種の拡大の検討を行う。

併せて、平成20年中に検討状況の中間報告を公表する。

ウ TAC(漁獲可能量)の厳守に向けた合理的操業モデルの樹立【平成20年中措置】

(中略) 漁業者が毎年各魚種のTAC数量に対応し、これを有効に活用するための合理的操業モデルを作成し、提示することで、特定の魚種のTACを超過するような操業から、TACをうまく利用できる漁業形態に誘導を図る。

エ IQ(個別漁獲割当)制度の導入対象魚種の拡大及びITQ(譲渡可能個別漁獲割当)制度の検討【平成20年中措置】

(中略) IQ方式については、我が国において、ミナマガゴ、日本海ベニズワイガニで実施されているが、今後、これら以外の魚種についても、資源管理法に基づくものを含め、IQ方式の導入を検討し、一定の結論を得る。

併せて、ITQ方式についても、そのメリット・デメリットや諸外国における導入事例、導入する場合の条件等について調査、研究、分析を行い、平成20年中に中間報告を行う。